

1 議 事 日 程（第3日）

（平成18年第2回有田川町議会定例会）

平成18年6月27日

午後1時00分開議

於議場

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第91号 平成17年度吉備町水道事業会計決算の認定について

日程第3 議案第115号 平成18年度有田川町一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第116号 平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第117号 平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第118号 平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第119号 平成18年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第120号 平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第121号 平成18年度有田川町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第123号 有田川町国民健康保険税条例の制定について

日程第11 議案第124号 吉備町国民健康保険税条例等の廃止について

日程第12 議案第125号 有田川町水道事業給水条例の制定について

日程第13 議案第126号 吉備町水道事業給水条例等の廃止について

日程第14 議案第127号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第128号 有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第129号 有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第130号 有田川町林業研修宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第131号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第132号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 20 議案第 133 号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 134 号 有田川町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 135 号 有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 136 号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 142 号 有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 144 号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 137 号 有田川町農林産物振興センター、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 138 号 有田川町林業交流活性化センター、有田川町健康管理センター、有田川町農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 139 号 有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 140 号 有田川町営キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 141 号 有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 143 号 有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 145 号 有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 147 号 非核有田川町宣言について
- 日程第 34 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 35 報告第 5 1 号 財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第 36 議案第 149 号 平成 18 年度 公下 第 5 号 吉備第 2 幹線管渠布設工事（第 4 工区）の請負契約について
- 日程第 37 議案第 150 号 平成 18 年度 公下 第 6 号 一ッ松工区管渠布設工事（第 4 工区）の請負契約について

- 日程第 38 議案第 151 号 平成 18 年度 公下 第 8 号 吉備第 3 幹線管渠布設工
事（第 1 工区）の請負契約について
- 日程第 39 議案第 152 号 平成 18 年度 公下 第 9 号 野田工区管渠布設工事
（第 1 工区）の請負契約について
- 日程第 40 議案第 153 号 平成 18 年度 公下 第 11 号 野田工区管渠布設工事
（第 3 工区）の請負契約について
- 日程第 41 議案第 154 号 林道中原三平成 18 年度瀬川線（第 2 工区）開設工
事の請負契約について
- 日程第 42 議案第 155 号 平成 18 年度 第 3 号－1 栗生簡易水道施設整備工
事の請負契約について
- 日程第 43 議案第 156 号 有田川町収入役事務兼掌条例の制定について
- 日程第 44 議案第 157 号 有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第 45 要望の審査報告について（要望第 1 号）
- 日程第 46 意見書案第 1 号 道路整備の促進と財源確保に関する意見書
- 日程第 47 農業委員の推薦について
- 日程第 48 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件
- 日程第 49 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件
- 日程第 50 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件

2 出席議員は次のとおりである（24 名）

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	亀 井 次 男
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
8 番	岡 省 吾	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 ✓ 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	橋 爪 弘 典	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである（2 名）

7 番	田 中 良 知	9 番	前 ♪ 利 夫
-----	---------	-----	---------

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 堀江真智子 24番 大岡憲治

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（19名）

町長	中山正隆	総務課長	須佐見政人
清水行政局長	安井督	消防長	片畑昌宙
企画課長	山崎正行	福祉課長	東敏雄
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
出納室長	浜田文男	地籍調査課長	福原茂樹
産業課長	東信行	建設課長	中西一雄
下水道課長	中井勇	水道課長	嶋崎篤生
情報管理課長	水口克將	教育委員長	鈴間稔
教育長	楠木茂	学校教育課長	岩本良憲
社会福祉課長	平内竹信		

7 職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池尻ひろ子

8 議事の経過

開議 15時00分

○議長（亀井次男）

ただいまの出席議員は、24人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

7番、田中良知君、9番、前利夫君より欠席の届出がありましたので、ご報告します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、諸般の報告を行います。

町長から追加提案のありました議案等については、別紙のとおり10件であります。

また、説明員は町長ほか18名であります。

次に、監査委員より、平成18年度5月分の例月出納検査及び平成17年度の定期監査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されています。

次に、本会期中に国道対策特別委員会が開催されています。

委員長が欠席のため、副委員長より委員会の経過及び結果の報告を求めます。

国道対策特別委員会副委員長、竹本君。

○国道対策特別委員会副委員長（竹本和泰）

国道対策特別委員会の報告を行います。

本委員会の委員長が欠席されておりますので、副委員長より本委員会に付託されている、国道424号、国道480号の整備促進に係る調査結果を報告します。

平成18年5月31日、本委員会を開催。

有田川町内の国道424号と480号2路線の整備促進を図るため、有田振興局建設部副部長及び当町建設課長等の同行と説明を求めながら、国道2路線の現地調査を行いました。

平成18年6月21日、同じく本委員会を開催し、国道480号の整備について、特に改良整備が急がれる有田川町大字井谷地区から、かつらぎ町大字花園梁瀬地区間の改良要望を行うコースの決定について、担当課長の出席を求め審議しました。

当該路線は、阪和高速道路の吉備インターから高野山に至る有田川町の産業経済の発展、地域振興を図る上での重要な路線であります。今までの旧清水町での要望活動や旧花園村との協議について担当課長より報告を受け、平成7年県土木作成の路線選定平面図を参考資料に、複数の計画路線について協議しました。

協議の結果、旧清水町と旧花園村の申し合わせ、利便性、実現性等を考慮し、トンネルを含むバイパスでの整備促進を図るコースの選定を本委員会において全会一致で

決定しました。

よって、町当局へ当該路線の整備促進を関係機関へ強く働きかけられるよう要請します。以上です。

○議長（亀井次男）

以上、国道対策特別委員会の報告は終わりました。

以上で諸般の報告を終わります。

…………… 日程第2 議案第91号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、議案第91号、平成17年度吉備町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、森谷君。

○決算審査特別委員長（森谷信哉）

去る6月13日の本会議で付託されておりました、議案第91号、平成17年度吉備町水道事業会計決算認定の件について、6月20日に委員会を開催し、説明員として水道課長ほか課員1名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

平成17年度決算の概要につきましては、年々の人口の増加や、生活水準の向上により、給水人口が増加しており、また給水件数についても93件増加しております。

有収水量は12月末現在で、191万5,122立法メートルになっており、うち湯浅分水は38万9,846立法メートルになっています。

17年度収支状況は、12月末現在で当年度純利益として7,229万1,000円余りの黒字決算であり、前年度の繰越利益剰余金を加算すると、9,760万円ほどの利益剰余金が生じています。15年連続の黒字決算となっております。

また利益剰余金処分として、減債積立金500万円と建設改良積立金9,000万円を計上しており、震災対策に伴う送配水管の二元化整備、企業債の償還、配水管新設、老朽管の更新、維持管理費の工事の補てん財源など、今後の事業計画に生かしていただきたいと思っております。

平成17年度企業債償還金は1,796万円強で、本年度で新たに1億円の借り入れをしていますが、これは送配水管関係の借り入れをしたためであります。また、利息については高利率の企業債の借り替え等できるよう政府、資金運用部などへの働きかけの努力をお願いしたく存じます。

次に、経営分析を見ますと、有収率は全国平均並みの83.3%であり、最大稼働率については依然高い水準で推移していて、全体に余裕がなくなっているものと思われま

また、水質については住民の生命、健康に直結したものでありますので、衛生の確保につきましては、農薬検査も含めて万全の対応を実施しています。

次に、流動資産の未収金ですが、過年度の水道料金については、細心の注意を払いながら毅然とした態度で未収金回収のために、積極的な対応で解消に努めていただきたく思います。

最後に、関係職員につきましては、漏水等夜間工事には勤務時間外並びに深夜にもかかわらず、工事中の立ち会い、事故防止、汚濁防止等に日夜努力されていることについては敬意を表す次第であります。が、有収率、稼働率の向上を図り、経済性を高めた企業努力をお願いし、今後とも関係町民が安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを職員の皆様をお願い申し上げ、審査の経過及び結果といたします。

以上、委員会では全会一致で認定することに決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

よろしくご審査の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

ただいま、決算審査特別委員長から報告がありました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり、本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第3 議案第115号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、議案第115号、平成18年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題

とします。

質疑ありませんか。

1 番、尾上君。

○1 番（尾上武男）

この中での確にお聞きしたいと思うんですけど、27ページの長期総合計画策定業務委託料550万円を組んでおられますけども、町の中には優秀な職員も多くおられると思いますが、町の職員でこういう計画を立てられないものか、お伺いします。

それと、先ほどまちづくり事業で、全員協議会で皆さんもんでいたんですけども、私そこでちょっと質問をするのを忘れておりました。水辺公園が計画されておりますが、その近くの田殿口のポケットパーク、これが本当に近くにあるのに必要であるかどうか、そのこのところも、まあこれは町長が、計画だから変えられるという答弁も先ほどされておりましたが、今後十分検討していただきたいと、そう思います。

それと、最後に51ページの地域防災計画及び国民保護計画作成委託料、こういうのが町で果たして必要であるかどうか、その3点をお伺いします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

委託料については、関係課長に答弁をさせたいと思います。

田殿口のポケットパークの件ですけれども、あくまでもこれ計画の段階でありまして、できればその近くの住民の方々ともですね、話し合いを持ちながら、できるだけ本当にもう経費の要らない形ですね、住民のご要望があれば、またそれにこたえていきたいし、今の段階は、まあ計画でありますので、3つのポケットパークに旧駅舎については、地域の方々とも十二分に話し合いをしながら進めていけたらいいのかなと思ってます。

○議長（亀井次男）

企画課長、山崎君。

○企画課長（山崎正行）

長期総合計画策定業務委託料、今回550万円を計上させていただいております。これにつきまして、調査費といたしまして、住民意向調査等々の意向調査に基づきまして、計画策定費、これは長期総合計画の中身でございます。これは、技術料として計上いたしております。それと諸経費、そして印刷費の内訳でございます。職員で対応できないかというご質疑でございますが、調査費等につきましては、新町まちづくり計画はもう実施、合併特例法に従いまして構築しておりますので、そういうものを十分に活用していきたいと考えております。もちろん経費の見積もりについても、プロポーザル形式といいますか、金額を入れまして、入札形式をとって、より経済的に

発注をかけていきたいと思っております。いずれにしましても、合併しまして、長期総合計画を策定しなければならないということでございますので、今現在13年に策定いたしまして、10年間の基本構想であったわけでございますが、本年度に着手しまして、19年度から10カ年の基本構想、そして5カ年の前期計画、これももちろん新町まちづくり計画と照らしながら策定をしていくつもりでございます。

○議長（亀井次男）

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

尾上議員さんのご質疑にお答えをいたします。

51ページの地域防災計画及び国民保護計画作成委託料の件ですけれども。

旧町それぞれ地域防災計画をつくっておまして、今度、新しく有田川町になって、新しくつくるということ。それとまあ国民保護作成委託料をセットにして今年度中に策定をしなければならないということであげております。以上です。

○議長（亀井次男）

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

今の答弁でほとんどいいんですけれども、この予算の中でも各種団体への補助金のカットなど、大変厳しい予算を組んでおられます。そういう中でも、やはり節約できるところは節約していただいてですね、つけなければならないような予算の方へまわしていただければなと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

反対討論をさせていただきます。

平成18年度一般会計補正予算について、反対討論を行います。

まず第1に、国民保護計画作成の予算が組まれています。いわゆる国民保護法では、日本政府はアメリカの戦争によって、日本が戦争に巻き込まれることを想定して、この国民保護法をつくったということです。そのための計画づくりです。作成される計画は、軍事行動が優先され、国民保護が優先されるという点が明確になっていません。こういう対応を市町村が行い、住民にもこの方針を伝えていくと日本全国で防空訓練や避難訓練を行うということになります。戦前日本がやってきた訓練と変わらな

いような事態が生まれます。このような憲法違反の計画を入れるわけにはいきません。

第2に、まちづくり交付金事業の予算が組まれています。この全体計画をお聞きしても具体的なところで明らかになっていません。特に交流センターは、生涯学習の拠点としての施設だと思いますが、建物に13億円もの事業費を必要とするのか、生涯学習は建物よりもソフト面をどう充実させるかが大きなウエイトを占めます。ソフト面の計画をお聞きしても具体的になっていません。また、鉄道公園や水の公園もどのような計画か明らかではありません。この計画の見直しを求めるものであります。

第3に長期総合計画の策定をコンサルに委託する予算を組んでいますが、コンサルに委託せず、合併協議会で決めた方向もある中で、その中での福祉や少子化対策、雇用対策に力点をおいて、計画を職員の英知でつくるべきです。

以上、町民の要望を取り入れている部分も数多くありますが、以上の3つの理由で反対討論といたします。以上。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第4 議案第116号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第116号、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第5 議案第117号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第117号、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 6 議案第 1 1 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 6、議案第 1 1 8 号、平成 1 8 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

1 番、尾上君。

○1 番（尾上武男）

この問題、吉備町議会のときにでも、私は一般質問をさせていただいたんですけども、今、加入率はたいへん割れておるところで、6 0 % 近いですか、田殿地区で。あとが低い。こういう面も解決するためにも、低利の融資制度を設けるべきではないかと思うんですけども、町長の考えをお聞きします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

尾上さんにお答えをしたいと思います。

ご指摘のとおり、農業集落排水については、若干加入率がいまだ伸びないということで、まあ職員も一生懸命、また組合の方々もですね、加入してくれてないところ、つないでくれてないところには一生懸命に今努力をしてくれております。おかげで、徐々にではありますけれども、つないでくれているという状態でありまして、今後一層努力をしていきたいと思っております。

まあ、これを踏まえてですね、公共下水については、できるだけ皆さん方に完成後つないでいただけるように、議員ご指摘のとおり、利子補給であったり、あるいは低利の貸し出しであったり、そこら辺も今後検討してできるだけ速やかに、住民の皆さん方がつなぎやすいような方向で、今後考えていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第7 議案第119号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、議案第119号、平成18年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第8 議案第120号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第8、議案第120号、平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 9 議案第 1 2 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 9、議案第 1 2 1 号、平成 1 8 年度有田川町水道事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 0 議案第 1 2 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 0、議案第 1 2 3 号、有田川町国民健康保険税条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第123号について、反対の立場から討論させていただきます。

中身については、もう予算の勉強会等で説明を受けてますので、討論だけにいたしたいと思います。

今回の改正によりまして、例えば、旧金屋と旧清水とを比べたいと思います。

国保税の1人あたりを見てみますと、旧金屋から見ますと、3,953円の試算で上がってるとなっています。旧清水では、1万1,907円。これが1世帯当たりで見ますと、旧金屋で6,967円。旧清水では、5万513円の引き上げとなっております。しかし、今回の税を決める上で職員の皆様のご努力によりまして、大変算定に当たってご努力されて、一定の税率を下げてくださいということも認識しておりますけれども、しかし、どうしてもこの国保税制というのは、所得のない方でも、4方式を採用しておりますので、そういう方々の負担がどうしても出てまいります。その点では、私どもは納得できないというふうに思います。これが、医療給付費や療養費、高額療養費など、いわゆる医療費が増えているということで、まあ見込んで組まれるわけですが、しかし、この当初予算でも、年度末になりますと、やっぱり大きく違ってくる場合もございますので、そういう点では納得できない。

それからもう1つはですね、今回50対50の割り振りになりましたけれども、これによりまして、低所得者層は上がる傾向になります。中間層は負担をなくすということでもありますけれども、しかし全体から見ますと、やはり負担が増えるところが出てまいります。

それからもう1つは、今回の医療費の中にですね、いわゆる保健施設費なんかも含めた支出面を見ていますから、その分も含めた分を支出面を見て、国保税に反映させていますから、この分まあ余計な負担増になるわけでございます。そういう点で納得できない。

それからもう1つは、これは国の制度がもともと1980年に45%あったものが38.5%に引き下げられて、それで全国の市町村国保財政が大きくゆがめられたわけですね。こういう点をぜひともですね、国に対して、少なくとも80年代の当時の補助率に戻すよう、ぜひ意見書なり声を上げていただきたい。そういう点もぜひ町長に求めておきたいと思います。

それから、国保は地方分権の改正に伴いまして、いわゆる自治事務になりましたから、こういう中身については、国や県の意向をしんしゃくするということではなく、有田川町の住民の立場から見て、税制の内容についてもいろいろ考えられる立場になっておりますので、そういう点でもぜひ今後そういう立場からも見ておく必要があると思います。

それから、昨今の国の医療制度の改正を見まして、大変な負担増となっております。

そういう意味からしまして、総合的に私もこの議案に対しては反対する立場でございます。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 1 議案第 1 2 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 1、議案第 1 2 4 号、吉備町国民健康保険税条例等の廃止についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 2 議案第 1 2 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 2、議案第 1 2 5 号、有田川町水道事業給水条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

6 点ばかり質疑をさせていただきます。

まず第 1 点目は、企業会計に今回の水道料金を合わせた理由をですね、これまずお聞かせいただきたい。

それから 2 点目に、新加入分担金ですが、旧金屋と旧清水の分担金とを比べて、どうなりますか。

3 点目に、営業用の水道料金についてであります。住居と店舗が同じ場合、家庭用か営業用のどちらかになると思いますが、その点の調整はどうなりますか。

4 点目として、超過料金の設定のあり方ですが、例えば 1 1 ミリ～5 0 ミリという設定ではなくて、1 1 ミリ～3 0 ミリと、3 0 ミリ～5 0 ミリの 2 つの段階に分けていただき、超過料金の緩和策を検討していただきたい。これには、ソフト面も影響するというふうにお聞きしておりますけれども、情報管理課等もあって、その点では、ソフトの研究なんかもしてもらえないかと思えます。

それから 5 点目として、公営企業法から簡易水道をなぜ除いているのか。その点お答えいただきたい。

6 点目に、有収率の引き上げ対策についてはいかがか。これは、先ほど決算の認定でもご指摘あったとおりでございますが、その点明確にお答えをいただきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明いたします。

加入金につきましては、旧金屋町との比較で、現在の新しいものにつきましては 1 3 万 6, 5 0 0 円で、旧金屋町につきましては前回の 1 0 万円になってございます。これは税抜きだから 1 0 万 5, 0 0 0 円が金屋町の加入分担金で、新しいのと比べますと、3 万円強上がることとなります。

それと営業用をどうするかですかね。兼用住宅の場合の。これにつきましては、今検討してるところでございますけれども、審議会の場合でも述べましたとおり、一応この議会の方で承認いただければ、一応 7 月早々に会議をいたしまして、どういう形でいくかと、非常に兼用住宅の場合の営業用と家庭用にするかというのは非常に難しいも

のがございます。ただし、基本的には営業用として使用している場合は営業用になると思います。そこら辺の、何と申しますか、住民に対しての説明につきましては、また広報等で各個人配布とまた町の広報等で周知徹底したいと思っております。

超過料金で10～20、21～30と細かくして料金を抑えたらどうかということであると思うんですけども。一応、細かく、前回の旧金屋町の場合は10立米まで基本料金として、10～30立米までですね、それで30～50と、そして50以上と細かく分けてたと思うんですけども。基本料金自体が旧金屋町の場合元々低かったもので、そういう分け方をしておったと思うんですけども。今回につきまして、吉備にあわしたというわけではございませんけども、一応、基本的な考え方の中に総トータルで3町の事業費を下回らないということがありましたので、それで計算しますと、たまたま吉備町の水道料金が一番適正な料金という形になりましたんで。そういうふうにして細かくやりますと、先ほどおっしゃったシステムの問題もありますけども、一番加入者の多いというところで、個人用といたしまして吉備町で26トン、金屋町で23トン、清水で16トンと非常に低いんですけども。だから100立米までを家庭料金にしとけば、一般家庭には影響はないであろうということで、100立米まで一般家庭用と。営業用にいたしましても、基本料金を旧吉備の方法でやりますと20立米を基本料金として4,200円ということになっておりましたが、それでは今回用途別になりますので、それにつきましては、旧金屋町とか旧清水町の場合は、営業用という方法を使用しておりませんでしたので、それにつきましては非常に負担が大きくなると。ということで、おそらく和歌山県では、この有田川町だけになると思うんですけども、営業用で10立米というのは多分有田川町だけだと思います。県内で見ても皆20立米になっております。それをあえて10立米にして1,790円を最初の基本料金として抑えておるということでございます。

あと有収率についてですけども、これは非常に難しい問題でして、一応調査をするんですけども、この調査に対して非常にお金がかかります。これをできるだけお金がかからない方法で我々の職員でできる範囲としたら、夜中の2時から朝の4時ごろまでの間で各地区のバルブを閉めて回って、その範囲で流量計を見ながら、流量の動きがあるところについては、ある程度の費用でだいたい1年間に200万円程度の費用を見込んでおりますけども、これをもっと有収率あげようと思えば、さらなる調査費が要ります。それは、職員ではちょっとできない高等な技術を必要としますんで、これはそういう調査会社に委託することになると思いますけども、これ以上今の段階では、我々も今調査してるんですけども、なかなか原因が見つけられないのが現状であります。今後も費用面さえ何とか工面できましたら、せめて私の思いとしては、88%ぐらいは最低確保したいということで思っておるんですけども、現状まださらに下がり続けているような状態で、まあ、努力するとしかお答えしようがないです。

あと、公営企業法から簡易水道をなぜ除いているか。

これは、水道法の方で、人口で決めております。5,000人以上は公営企業法を適用せよと。5,000人未満につきましては、簡易水道事業でやるということで決まっております。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論ありませんか。

2番、増谷。

○2番（増谷 憲）

議案第125号について、反対の立場から討論させていただきます。

町水道事業給水条例に今回改正案として盛り込まれたわけでございますが、今回の条例には企業会計の水道事業と簡易水道事業の2つがあります。採算のとりやすい企業会計と違って、特に簡易水道事業は、いわゆる福祉事業であり、山間部や給水人口が5,000人未満の地域を対象とし、工事費も高がつき、独立採算制が成り立たない場合もあり、事業としての性格を持っています。だからこそ、公営企業法第2条は、公営企業から簡易水道を明確に除いているわけでございます。今回の水道料金の改定は、初めから企業会計の水道料金が基本料金となっていることで、旧金屋町は引き上げることになります。また旧清水町は、水道に加入してもらいやすくするために、加入分担金を安くし、水道料金を高く設定していましたが、加入分担金も企業会計の加入分担金に合わせたため、13ミリで8万8,000円の引き上げ、20ミリで11万6,000円の引き上げとなります。さらに営業用の料金を設けたために今後金屋地域でご商売される方の料金が上がり、また店舗と住居と一緒の場合、先ほどもご答弁いただきましたが、今後営業用で統一される可能性が出てくるために、吉備地域でもまた清水地域でも水道料金が引き上げることが予想されます。

以上の理由によりまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 3 議案第 1 2 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 3、議案第 1 2 6 号、吉備町水道事業給水条例等の廃止についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 1 4 議案第 1 2 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 4、議案第 1 2 7 号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

3 番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

手数料徴収条例の一部改正について、質疑をいたします。

屋外広告物は、例えば張り紙や看板等が立っている場合、手数料を取るものですが、これには問題があると思います。

1点目には、これは基本的に広告物や広告業を規制するものであると思います。禁止地域は、吉備や金屋は全域入っておりますが、清水が入っていないように、禁止地域の定義はどのようになっているのですか。また、禁止物件は張り紙や看板など漠然としたものですが、この物件の定義はどのようになっているのでしょうか。

また2点目には、政治活動や住民運動によるものについて、規制の対象になっているのでしょうか。

この3点について、質疑をいたします。

○議長（亀井次男）

企画課長、山崎君。

○企画課長（山崎正行）

的を得てるかわかりませんが……。

提案させていただきましたのは、地方自治法第252条の規定によりまして、県から町へ事務委任を18年度からするということで対応するものでございます。

まず、この広告条例の根拠の法令といたしまして、屋外広告物条例法というのがございます。それに従いまして、和歌山県屋外広告物条例というのが制定されておりました。それに準則いたしまして、地方自治体であります有田川町が手数料の条例を一部改正するものでございます。

目的も少し。良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等を目的といたしておりまして、屋外広告物の定義というご質疑でございますが、常時または一定の期間継続して表示されるもの、屋外で表示されるもの、公衆に表示されるもの、文字、絵画、写真等により一定の概念やイメージを伝達するものということでございまして、先ほどのご質疑の対象区域、有田川町の中でも、吉備地区、金屋地区の全域を県条例でいわゆる指定区域としております。清水区域については、県条例の方で今は除外となっております。これからの県条例の動向についてはまだ全然今のところわかりませんが、一つに合併いたしまして有田川町になったという事実もありますので、動向を見ていくということになろうかと思えます。

それから、この看板につきましては、ちょっと補足させていただきますと、適用除外という項目がございまして、工事中の看板とか、展覧会、公共物、冠婚葬祭等々の看板については除外すると。これは、申請も届出もしなくていいですよ。ただ、政治活動的な看板については、届出が必要でありますということで、手数料は免除の対象になるということをお聞きしております。以上でございます。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

今、ご答弁いただきましたが、旧清水町が入っていないということであれば、先ほど申されました景観の面から言いますと、吉備、金屋だけっていうのに限らずね、清水も入っているのがまあ当然かと、それにはいいとか悪いとかは別としてそういうことも述べさせていただきます。

適用除外、政治の看板等とかは除外、届出は選管へしておりまして、手数料については免除されるということだったんですかね。普通のポスターなんかもそのうちに入るのでしょうか。

○議長（亀井次男）

企画課長、山崎君。

もっと明確に答えて、再質疑のないように答えてください。

○企画課長（山崎正行）

ちょっと勉強不足といいますか、県条例の内容的な部分に立ち入ってまいりますので、政治的な看板等については、届出を必要としながら免除の対象になるということでございます。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

もう一つだけ。県から下ろされてきたことであって、町でつくることであれば、明確になってない部分があれば、それをつくるのが市町村の仕事だと、私たちの仕事でもあると感じております。

以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

課長には答弁をたくさんいただきましたが、反対の立場で討論をさせていただきます。

仮に、町を美しくしたり清潔にするということは、誰でも賛成をすることですが、性的刺激をするような看板やサラ金の広告などは、世論の力で社会的に規制すべきものだと思っております。すべての屋外広告物を条例で縛るということは、憲法21条

に明記された表現の自由を侵すものであり、認めることはできません。また、禁止地域や物件の定義があいまいで、いくらでも拡大解釈して縛れることとなります。美観を害するような広告物が野放しになることを認めるものではありませんが、しかしながら今日においても、政党や労働組合、平和市民運動のポスター貼りなどに対し、警察が広告物条例違反を口実として逮捕、監視をする事態が続いています。こうした実態が存在をするもとの、屋外広告物に基づく規制の範囲を拡大することには到底賛成できないことを述べ、反対討論を終わります。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第15 議案第128号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第15、議案第128号、有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第16 議案第129号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第16、議案第129号、有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第129号について、質疑をさせていただきます。

1点だけお聞きします。今回の医療費制度というのは、目的から言いますと、医療費を支給することによって、その健康の保持と福祉の増進を図ることが目的と条例にちゃんと明記されていると思いますが、今回の改正によりまして、線引きをされた根拠だけひとつお伺いしておきたいと思います。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

増谷議員の質疑にお答えしたいと思います。

現在増え続けている医療費が、まだ今後一層膨らんでくる見通しということでございますが、医療費を支える現役世代というのは、少子化の影響で減り続けております。で、今回医療費抑制をめざした医療制度の改革でありまして、本年8月1日から65歳以上で新たに重度障害者になった方を受給の対象者から除くといった改正でございます。しかし、その方は今までどおり老人保健の対象者となりまして、原則1割負担となります。現役並みの所得者の方については2割負担となります。

近年65歳を超えて介護保険の要介護認定を受けて、身体障害者手帳の1、2級の交付を受ける人が急増しておりまして、現在、重度心身障害者医療費補助金のうち65歳以上の受給者が約60%を占めております。しかし、65歳以降で重度心身障害者になった方と、また若年のうちに障害者になった方の場合とを比べますと、生活基盤の状況等に明らかに違いがあると思っております。

医療費については、今まで県と町で2分の1ずつ負担してきたわけですが、本年8月1日から県が改正して実施しますので、全額町からの補助ということになってきます。したがって、県の改正にあわせ、町の方も今回改正をお願いするものでございます。ちなみに和歌山県下では、1町を除きまして、ほかの全市町村が今回改正すると聞いております。以上でございます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第129号について、反対の立場から討論させていただきます。

先ほどもご答弁をいただいたわけですが、今年65歳を迎える年齢でもって、誕生日でもって線を引くというのは、あまりにも県を含め、町の姿勢として当然でないか、このことをまず申し上げておきたいと思います。この制度は、これまでも実施してきたとおり、大変重要な制度でありまして、特に昨今、町県民税が数倍にも引き上がり、また医療費の目白押しの中で年齢の制限を打ち切るのは、とんでもないことであります。これで経済的余裕がなければ健康の保持と福祉の増進というこの医療制度の目的そのものを達することができない。このように思います。以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第17 議案第130号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第17、議案第130号、有田川町林業研修宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 18 議案第 131 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 18、議案第 131 号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 19 議案第 132 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 19、議案第 132 号、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 0 議案第 1 3 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 0、議案第 1 3 3 号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 1 議案第 1 3 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 1、議案第 1 3 4 号、有田川町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 2 議案第 1 3 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 2、議案第 1 3 5 号、有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 3 議案第 1 3 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第23、議案第136号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第24 議案第142号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第24、議案第142号、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、殿井君。

○産業建設常任委員長（殿井 堯）

議長の許可をいただきましたので、ご報告をいたします。

去る6月の15日、22日の両日、長時間にわたり慎重審議いたしました。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものであり、施設を効果的かつ効率的に運営することができるとともに、経費の節減として、今までの管理委託で行っていた場合と比較して、経費節減等を図ることができるかどうかなど、検討した中で、町執行部として指定管理者指定を行ったものでありますが、議会としては、経営内容に損失が生じた場合、自己責任の所在を明確にきちっと示していただくことが大切であり、その意味からも、早急に各施設管理審議会を立ち上げ、年度ごとに、本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求め、業務の改善を求める等、各施設の業務内容の把握に努めていただきたい。

委員会としても、今後、ほかの施設管理指定も含めてその推移を見守っていきたい

ということで、条件付きで採択となりましたので、ご報告いたします。

○議長（亀井次男）

ただいま、産業建設常任委員長から報告がありました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり、本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 5 議案第 1 4 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、議案第 1 4 4 号、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、殿井君。

○産業建設常任委員長（殿井 堯）

えらい 2 回も呼ばれて光栄です。

先ほど、ちょっと述べましたので、条件付きで採択ということで、1 4 2 号と同じく 1 4 4 号を採択いたしましたので、ご報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（亀井次男）

ただいま、産業建設常任委員長から報告がありました。委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり、本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は可決されました。

…………… 日程第 2 6 議案第 1 3 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 6、議案第 1 3 7 号、有田川町農林産物振興センター、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 7 議案第 1 3 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 7、議案第 1 3 8 号、有田川町林業交流活性化センター、有田川町健康管

理センター、有田川町農林漁業体験実習館の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 2 8 議案第 1 3 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 8、議案第 1 3 9 号、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町 山の家の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 29 議案第 140 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 29、議案第 140 号、有田川町営キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 30 議案第 141 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 30、議案第 141 号、有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 3 1 議案第 1 4 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 1、議案第 1 4 3 号、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 3 2 議案第 1 4 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 2、議案第 1 4 5 号、有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 3 3 議案第 1 4 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 3、議案第 1 4 7 号、非核有田川町宣言についてを議題とします。

本案は、総務文教常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、新家君。

○総務文教常任委員長（新家 弘）

総務文教常任委員会に付託された案件をご報告申し上げます。

非核有田川町宣言について。

総務文教常任委員会に付託されておりました議案第 1 4 7 号、非核有田川町宣言について、去る 6 月 1 6 日に委員会を開催し、慎重審議いたしました結果、全員一致で採択となりましたので、ご報告をいたします。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（亀井次男）

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり、本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第34 諮問第1号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第34、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は総務文教常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、新家君。

○総務文教常任委員長（新家 弘）

総務文教常任委員長からご報告を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。

去る6月16日に委員会を開催いたしました。委員会の意見としては、今後すべての人選にあたっては、旧町単位の垣根を取り払い、新しい町の中で、幅広い人選を希望するとともに、今後、人格、見識から見て、ふさわしい人物を慎重に選出されるとともに、本諮問についての定数は、合併に伴う特例を適用せず、1年以内に新町での定数7名で選任するよう要望するとの意見が出されておりましたので、ご報告をいたします。

委員会では採択することに決定をいたしております。

以上であります。

○議長（亀井次男）

以上、総務文教常任委員長からの報告が終わりました。

委員長報告に対しての質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり答申することに決定しました。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

日程第35から日程第44までの追加議案10件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第35から日程第44までの追加議案10件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

それでは、ただいま上程されました追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第51号は、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

平成17年度は、ふれあいの丘スポーツパークにおいて、ドーム建設が行われたため、5月からレストランを除くテニスコート、プール等の交流施設が休業いたしました。関連するオートキャンプ場やコテージ等の周辺宿泊施設へも影響し、売上げの減少となりました。

このような状況の中で、宿泊施設、白馬にあっては、特に営業努力の効果があり、売上げ額が5,534万円で、前年比117%、823万円の増額となりましたが、公社全体の事業売上げ額は、2億5,488万円と前年比で91%にとどまりました。

一方、経費面では、人件費が前年度の83%となったものの、価格急騰による燃料費が増えるなど、事業管理費全体では、前年比89%の1億9,833万円となり、経常利益は昨年より298万円改善されましたが、マイナスの2,235万7,056円でありました。以上、報告といたします。

議案第149号は、平成18年度公下第5号、吉備第2幹線管渠布設工事（第4工区）下津野地内の請負契約についてであります。

平成18年度、公共下水道事業第5号、吉備第2幹線管渠布設工事（第4工区）を施工するため、平成18年6月16日、9業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町野田271番地、野田建設、野田良一氏が6,583万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第150号は、平成18年度公下第6号、一ツ松工区管渠布設工事（第4工区）下津野地内の請負契約についてであります。

平成18年度公共下水道事業第6号、一ツ松工区管渠布設工事（第4工区）を施工するため、平成18年6月16日、10業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市八番丁9番地、若築建設株式会社、和歌山営業所、所長、岡田博氏が1億2,

022万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第151号は、平成18年度公下第8号、吉備第3幹線管渠布設工事（第1工区）野田地内の請負契約についてであります。

平成18年度公共下水道事業第8号、吉備第3幹線管渠布設工事（第1工区）を施工するため、平成18年6月16日、10業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町吉見619の1、株式会社合同興業、代表取締役、赤井康紀氏が1億4,553万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第152号は、平成18年度公下第9号、野田工区管渠布設工事（第1工区）野田地内の請負契約についてであります。

平成18年度公共下水道事業第9号、野田工区管渠布設工事（第1工区）を施工するため、平成18年6月16日、9業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町庄843の4、小堀平和氏が6,289万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第153号は、平成18年度公下第11号、野田工区管渠布設工事（第3工区）野田地内の請負契約についてであります。

平成18年度公共下水道事業第11号、野田工区管渠布設工事（第3工区）を施工するため、平成18年6月16日、9業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町天満140の6、丸天建設株式会社、代表取締役、林重厚氏が5,701万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第154号は、平成18年度、林道中原三瀬川線（第2工区）開設工事、三瀬川地内の請負契約についてであります。

平成18年度、林道中原三瀬川線（第2工区）開設工事を施工するため、平成18年6月15日、11業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町二川204番地、平澤組、平澤仲伯氏が6,058万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第155号は、平成18年度第3号の1、栗生簡易水道施設整備工事、栗生・二川地内の請負契約についてであります。

平成18年度第3号の1、栗生簡易水道施設整備工事を施工するため、平成18年6月16日、11業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市広道17、機動建設工業株式会社、和歌山営業所、所長、片山孝司氏が3億240万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第156号は、有田川町収入役事務兼掌条例の制定についてであります。

地方自治法第168条第2項のただし書きの規定に基づき、有田川町に収入役を置かず、その事務を助役に兼掌させるための条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第157号は、有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、指定ごみ袋について、町民より要望の多いプラスチック収集袋の特大及び瓶収集袋の小を追加するため、本条例の一部改正を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、追加議案の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

ほかに補足説明はありませんか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

…………… 日程第35 報告第51号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第35、報告第51号、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第36 議案第149号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第36、議案第149号、平成18年度公下第5号吉備第2幹線管渠布設工事第4工区の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第37 議案第150号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第37、議案第150号、平成18年度公下第6号一ツ松工区管渠布設工事第4工区の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

議案第150号について質疑させていただきます。

指名業者については、町外業者ばかりということで、特殊な工事であり、経験のあるところということはおわかりなんですけども、そういうことだったら、これから先まだまだこういう推進工事等の特殊な工事が続くと思うんですけども、町内業者の入っていく余地がなくなってしまうんじゃないかと危惧しますので、今後のこういう特殊な工事についての町内業者育成について、どのように考えているのか、ご答弁願います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

浦議員さんにお答えをしたいと思います。

特に旧吉備町、今までですね、公共下水始まるまでに、農業集落排水、これもう約10年前から行ってます。当初は、これも初めてのことでありまして、ほとんど大手にやっていただいております。その中でですね、やっぱり、地元業者の育成ということが非常に大事。特に公共企業が今後ますます少なくなっていくという中で、非常に大事だということで、初め3割であったのを、また皆に勉強していただいて、5割。現在は農業集落排水はすべて終わってますけれども、もうここ数年については、全部地元でやらせております。

ただ、今回も今のご質疑の工事については、若干、特殊な工事でありまして、ほとんどが大手ということになります。まあ今後ですね、恐らく公共下水は、いくら早くやっても15年ぐらいかかるとお思いますので、できれば、受けた方にもお願いして、地元の人にも手伝わしながら、その技術を学んでいただいて、できるだけこういった

特殊な工事にも地元の業者がマスターできるようにですね、今後努力をしていきたい
思います。開削についてはすべて今地元が発注をしております。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 3 8 議案第 1 5 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 8、議案第 1 5 1 号、平成 1 8 年度公下第 8 号吉備第 3 管線管渠布設工事
第 1 工区の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 39 議案第 152 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 39、議案第 152 号、平成 18 年度公下第 9 号野田工区管渠布設工事第 1 工区の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 40 議案第 153 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 40、議案第 153 号、平成 18 年度公下第 11 号野田工区管渠布設工事第 3 工区の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 4 1 議案第 1 5 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 1、議案第 1 5 4 号、平成 1 8 年度林道中原三瀬川線第 2 工区開設工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 4 2 議案第 1 5 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 2、議案第 1 5 5 号、平成 1 8 年度第 3 号－ 1 栗生簡易水道施設整備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

1 5 番、浦君。

○1 5 番（浦 博善）

議案第 1 5 5 号について、質疑させていただきます。

本工事も特殊な工事であり、大手ゼネコンさんですか、委託っていう趣旨もわかるんですけども、この工事の内容につきましては、一般的な水道管の配管工事等も含まれてますので、そのことについては、地元業者発注はできなかったのか、まずお聞かせ願います。

○議長（亀井次男）

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

ご説明申し上げます。

この工事につきましては、電気計装設備、また建築、そして管渠といろんなものが相帳場でやらなければいけないということで、職員レベルではそれを分割してやった場合に、統合してすべてをわかる総合的な監督といいますか管理できる職員が有田川町には多分いないと思います。その中でまた請負人にしても、全体的にそういうことを総合的な業務をできるという業者的には難しいという中で、大手の方に委託するというので、今回は大手にいたしました。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

今回、まあ委託については仕方ないと思うんですけども、職員等こちら側の体制も難しいという状況の説明だったと思いますので、できればやっぱり、こういうふうに非常にまあ公共工事も減っている厳しい状況の中、もし発注者側、執行部側で体制がとれるんだったら、地元発注になんとか分離してでもしてもらいたいなと思いますので、町長のご意見をお願いします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

今回の工事については非常にこう総合的に、しかも同時にやらなくてはならないという報告を受けております。今後ですね、浦議員おっしゃるとおり公共工事が少なくなる中で、やっぱり地元業者の育成は重要課題でありますので、できるだけ細分割して分けられるところについては、今後努力をして分けていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

続いて、討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第４３ 議案第１５６号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４３、議案第１５６号、有田川町収入役事務兼掌条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第４４ 議案第１５７号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４４、議案第１５７号、有田川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 4 5 要望の審査報告について（要望第 1 号） ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 5、要望の審査報告について（要望第 1 号）を議題とします。

この要望は、児童デイサービスおひさま教室、保護者会代表、上田康夫氏より提出されておりました障害者自立支援法の改正による自己負担の増加に伴う補助を求めることについてでございます。

本件は、住民福祉常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

住民福祉常任委員長、佐々木君。

○住民福祉常任委員長（佐々木裕哲）

住民福祉常任委員会へ付託されました要望第 1 号、障害者自立支援法の改正による自己負担の増加に伴う補助を求めることについて、審査の結果を申し上げます。

平成 1 8 年第 2 回定例会第 1 日目において付託を受け、去る 6 月 1 5 日に委員会を開き、要望趣旨、内容等について慎重審査を行いました。結論にいたらず、今後とも十分な調査等の審査の必要があり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

住民福祉常任委員会として、ご報告申し上げます。

○議長（亀井次男）

ただいま、住民福祉常任委員長から報告がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第 4 6 意見書案第 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第46、意見書案第1号、道路整備の促進と財源確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

本意見書は、提出者14番議員、賛成者22番議員ほか7名より提出されておりますので、14番議員に提出理由の説明を求めます。

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

議長の許可を得ましたので、産業建設常任委員会に付託されました意見書案第1号、道路整備の促進と財源確保に関する意見書につきまして、ご報告いたします。

本案は、お手元に配布のとおりでありますので、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

ただいま、14番議員の提出理由の説明がありました。

これより、意見書案第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

ただいま、委員長の方から報告がありましたけれども、この意見書案について、3つの項目で今回あげられておりますが、第1点目、第2点目に関わって、この内容に基づいて反対の立場から討論させていただきたいと思っております。

特に道路特定財源に関わっての問題であります。この道路特定財源の一般財源化の中で、こういう意見書案が、この間、数年出されてきておりますけれども、しかしこれは、本州四国道路公団の累積債務処理が06年度で完了し、5,000億円近くの財源が浮く見通しがでてきたことを受けて始まったものであります。しかもこの累積債務処理の充ててきた予算は、道路特定財源を一般財源化したものであり、道路以外には1円も使うべきでないという主張は、既に事実からは外れています。今回の見直しには、これ一般財源化した財源を財政再建に活用すべきという意見も含んでいます。

第2に、国と地方の累積債務は、800兆円を超えている状況の中で、財政破綻も叫ばれ、そのしわ寄せが地方自治体にも押し付けられている中で、このような財政危機を克服するためにも、国の予算の使い道を抜本的に見直して、国民生活を守る方向に進める必要があります。

しかしながら、山間部を多く抱えた地域では、計画した道路やそしてまたこういう地域での道路整備も必要であり、道路特定財源が一般財源化されても、生活道路予算の確保は必要であり、その予算を確保はしていかなければならないというのがもちろんであります。しかし、道路特定財源の見直しが問われているということを改めて指摘しながら、反対の立場の討論といたします。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第４７ 農業委員の推薦について ……………

○議長（亀井次男）

日程第４７、農業委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、議会推薦の農業委員は４人とし、有田川町大字下津野５６番地、中山正隆君、有田川町大字土生２２９番地、坂井□明君、有田川町大字天満６９番地、木下禎子君、有田川町大字金屋５５１番地２、森本明君、以上の方を推薦したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は４人とし、中山正隆君、坂井□明君、木下禎子君、森本明君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

…………… 日程第４８ 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４８、議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いいたします。

…………… 日程第４９ 各常任委員会の所管事務調査を ……………
閉会中の継続調査とする件

○議長（亀井次男）

日程第４９、各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件 を議題とします。

各常任委員長より、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査お願いします。

…………… 日程第５０ 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第５０、各特別委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各特別委員会の委員長より、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました各特別委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

これで、会議を閉じます。

平成18年第2回有田川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

~~~~~

閉会 16時05分